

第1 重点項目

- 1 「地域共生社会」の実現へ向け、新規事業として子ども・若者支援相談事業を受託し、生活困窮者自立相談支援事業、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業等の一体的な実施を進め、コミュニティソーシャルワーク（CSW）事業と連動させ、困っている人を断らない、たらい回しにしない包括的相談支援体制を構築します。また、住民相互の支え合い機能の強化と、気になる会議などの個別課題と地域課題の解決を試みる体制づくりのため、コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーターの追加配置をすすめます。
- 2 創立より60有余年にわたり地域の皆様とともに育ってきた「関屋保育園」、「志都美保育園」は、近年、急激に変化を見せる子育て環境に対応し、より良い子育て環境を提供できることを目指し、平成31年4月1日より幼保連携型認定こども園制度に則り、県の認定を受けることで、それぞれ「関屋こども園」、「志都美こども園」へ移行することとなりました。「幼保連携型認定こども園」は、現在の保育園機能に幼稚園の機能を加えることで、教育環境の充実はもとより、保護者様の就業状況にかかわらず地域の子どもたちが同じ施設で子育て支援を受けることができることが大きな特徴となります。また、こども園に通園する園児だけではなく、地域子育て支援の充実も一層図ります。さらに、こども園の運営を通して、地域で起こる子育てのニーズや福祉課題を的確に把握し、各関係機関等と連携・調整を図りながら、市民が安心できる子育て環境の構築に努めます。
- 3 障がいもしくは発達の違いが見られる児童に対し、日常生活における基本動作を習得させ、集団生活に適応することができるように、身体及び精神の状況やそのおかれている環境に応じて、適切な指導、訓練を行っている障害児通所支援事業所「ひまわり園」は、待機児対策のため定員枠を拡充し併せて職員増強を図るとともに、より充実したサービスの提供を目指し、医療機関等の専門機関からの職員派遣や、職員自体の知識向上の強化を図ります。さらに、コミュニティソーシャルワーク（CSW）事業他の活動と一体的な事業展開をすすめ、関係児童や保護者にとって住みやすい地域環境づくりを目指します。また、地域で生活する障がいのある児童やその家族の方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うことで自立した日常生活または、社会生活が送れるように総合的・継続的に支援を行う障害児相談支援事業においても、幼稚園や保育園、学校や地域との関係強化を一層図りフォーマル、インフォーマルな支援を進めます。

第2 事業内容

1 法人運営事業

地域住民に信頼される社会福祉協議会としての事業、活動を推進していくために、適切な法人運営の確保に向けた取り組みを進めるとともに、組織の活性化を図り、職員の意識改革や資質・専門性の向上に向け積極的に取り組みます。

(1) 法人全体の組織運営

- イ 制度に基づいた理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会を開催
- ロ 法人経営に関する調査研究等の実施
- ハ 人事・労務の管理を行い組織力の強化
- ニ 効率的事業実施のため各事務・事業担当者の事務局会議の開催
- ホ 情報公開、苦情解決制度の推進
- ヘ 各種関係法令に基づく適正な諸規程等の整備及び便宜改正

(2) 経営基盤の強化

現在、会員の増強、寄附金の呼びかけは、社協役員及び評議員の団体と地域福祉活動者、車いす等の貸出者などに行っています。今年度も役員・評議員等の協力のもと関連団体会員、市内各企業等への呼びかけを行い自主財源の確保と安定化を図ります。

年度	29年度	30年度(見込)	31年度
個人会員	184人	300人	480人
団体会員	42団体	60団体	90団体

(3) 財務会計の適正管理

会計、税務、予算・決算事務などの財政執行等の適正管理（税理士による定期的会計指導を受け適正な会計処理を実施）

(4) 人材育成及び職員の定着、確保

質の高いサービスの実現には、職員の専門性が求められます。職員自らが、目指すべき職員像やソーシャルワークを基盤とした求められる能力を明らかにしながら自己研鑽に励むとともに、本会は積極的な職員育成に取り組みます。

- イ 職員の資質向上のため職員研修の強化（資格取得の奨励）
- ロ 新規採用者支援金事業の実施

(5) 顕彰及び広報啓発

イ 福祉関係者が一堂に会し、より一層の研鑽を誓い、社会福祉功労者の顕彰と社会福祉事業の発展を期するために社会福祉大会を開催します。なお、大会においては、次年度へ向けての宣言と重点活動を全面に押し出すディスカッションなどを実施します。

年度	29年度	30年度	31年度
参加者	183人	138人	180人
1部 式典 被表彰者	19人	22人	—
2部 企画概要	リレートーク『気になる会議の最前線！』	講演『10年後の彼を見つめた就労支援』	未定

ロ 香芝市社会福祉協議会活動全般の情報を一元的に集約・整理し、市民等の共感が得られる情報発信を市内に向けて積極的かつ効果的に推進していくため、市民並びに関係各所向け広報として、イメージ、ロゴ、テレビ・新聞・雑誌・WEBなどのメディア他、あらゆる手法を用いて積極的に発信し企画を提案し、露出を獲得するように企画・調整などを行います。また、本会の活動で、特にPR効果が高いと考えられる情報について、関係団体や他業種他、イベントなどの企画・特集とタイアップした広報活動を行います。

年度	29年度	30年度（見込）	31年度
ほほえみネットワーク	年6回 174,700部	年6回 176,000部	年6回 177,000部 見直し検討
ホームページ	継続	継続	修正検討
メールマガジン	42部	50部	100部
ブログ フェイスブック LINE	なし（災害ブログのみ発行中）	災害ブログ及びフェイスブック更新	検討
その他		ふれあいフェスタ啓発ブース出展	ふれあいフェスタ啓発ブース出展 全事業広報の一体化推進

2 地域福祉推進事業

地域の福祉力の向上に取り組みます。

(1) 災害ボランティアセンター設置事業

大規模災害に備え、有事において直ちに災害ボランティアセンターを設置し、機能できる体制をすすめます。

イ 災害時の相互支援活動に関する県域市町村との協定を締結

ロ 災害ボランティアセンター機能の啓発を行い有事における地域との連携

を強化

ハ 災害ボランティアセンター備品や有事の際の広報体制の整備

ニ 災害ボランティアセンターマニュアルの点検

ホ 災害ボランティアセンターのボランティア登録を開始

(2) 地域福祉推進委員会活動推進事業

住民自らが地域（おおむね自治会単位）で起こりうる生活上の課題に対して、話し合える場づくりを行い、課題解決に向けた地域福祉活動が推進される地域福祉推進委員会を支援します。また、地域福祉推進委員会の未組織の自治会に対し組織化に向けて、積極的に勉強会、説明会等を開催します。

年度	29年度	30年度(見込)	31年度
開設	15ヶ所	15ヶ所	17ヶ所
自治会	17/47	18/47	20/47

(3) 地域ふれあい食事サービス事業

地域において社会的に孤立しがちな高齢者等に対して、地域の集会所や公民館等において会食会や居宅への配食を実施することにより、高齢者等の孤立を解消し、同時に近隣住民・ボランティアによる暮らしのSOSをキャッチするための、見守りネットワークの構築を推進します。

年度	29年度	30年度(見込)	31年度
対象者	8地域 119人	7地域 99人	9地域 120人
自治会	9/47	8/47	10/47

(4) ふれあい・いきいきサロン推進事業

地域住民相互の社会的なつながりが希薄化する地域社会において、住民同士の新たな関係を深めるため、地域の集会所や公民館等の身近な場所を利用し、交流の場としてのふれあい・いきいきサロンづくりを推進します。

年度	29年度	30年度(見込)	31年度
開設	17ヶ所	19ヶ所	23ヶ所
利用者	延 10,943人	延 12,000人	延 13,000人
自治会	17/47	20/47	24/47

(5) コミュニティソーシャルワーク事業

住民と専門機関の協働による地域福祉を推進することを目的に、4つの中学校区ごとにコミュニティソーシャルワーカーを配置します。

コミュニティソーシャルワーカーは、住民の「つながり」「見守り」の活動から発見される、地域の“気になる”を適切な専門機関等につなぎ、自治会域での個別支援と地域づくりを展開していきます。

年度	広域支援回数	地域支援				個別支援						気になる会議		その他
		関係形成支援回数	組織化支援回数	継続支援回数	連絡調整回数	直接相談回数	間接支援回数	地域から発見回数	他機関へ引継回数	地域との連携回数	ケア会議開催回数	提案・説明回数	開催回数	
29	26	51	59	182	148	62	44	12	37	34	6	18	19	5
30(見込)	38	47	45	141	88	64	47	26	26	34	19	11	35	1
31	45	60	60	180	90	70	60	35	30	40	20	20	40	5

(6) 地域福祉推進協議会の開催支援等

香芝市地域福祉推進委員会及びふれあいいきいきサロン実施地域から組織される、香芝市地域福祉推進協議会の開催支援と共催による研修会等を開催します。

(7) ひきこもり家族のつどいの開催

長期化、高齢化を伴うひきこもりの問題を社会的孤立や制度の狭間における問題として対応していくため、ひきこもり状態にある当事者を抱える家族の孤立感や疲弊感を軽減することを目的に『ひきこもり家族のつどい』を開催します。

年度	29年度	30年度(見込)	31年度
利用家族	延 57 家族	延 60 家族	延 65 家族
開催	年 12 回	年 12 回	年 12 回

3 福祉総合相談事業

地域の「福祉総合相談」の第1窓口としての機能充実を図るため、関連機関とのネットワークの強化・整備、利用啓発の充実を図ります。

(1) ふれあい総合相談事業

イ 一般相談(事務局職員対応)

(開催曜日：時間) 月曜日～金曜日：午前9時～午後5時

年度	29年度	30年度(見込)	31年度
相談	延 250 件	延 260 件	延 270 件

ロ 老人健康相談（看護師対応）

（開催曜日：時間）月曜日～金曜日（但し、木曜日、祝日は除く）：午前
10時～正午

年度	29年度	30年度（見込）	31年度
相談	延 1,309 件	延 1,130 件	延 1,200 件

ハ 心配ごと相談所の実施（民生児童委員・保護司・人権擁護委員・行政相談委員対応：原則として来所による対面相談）

（開催曜日：時間）毎月第1水曜日：午前9時～午後3時

毎月第2・第3・第4水曜日：午前9時～正午

年度	29年度	30年度（見込）	31年度
相談	延 33 件	延 28 件	延 30 件

ニ 福祉法律相談（司法書士会）

（開催曜日：時間）毎月第2水曜日：午後2時～5時（予約制）

年度	29年度	30年度（見込）	31年度
相談	延 23 件	延 25 件	延 30 件

（2） 相談員の研修実施

（3） 権利擁護のあり方について検討会の開催

行政と連携し、専門職団体や関係者の参加を得て、地域における成年後見制度など権利擁護の体制のあり方についての協議の場を開催します。

4 生活福祉資金貸付事業（奈良県社会福祉協議会受託事業）

低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談援助を行い、その者の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れることを目的に生活福祉資金貸付事業を実施します。また、公的制度や資金の貸付を利用するまでの間の生活に窮迫している相談者に対し、奈良県社会福祉協議会実施のフードレスキューを活用し食糧支援を行います。

（1） 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付

（2） 相談支援及び償還指導

年度	29年度	30年度（見込）	31年度
相談	124 件	108 件	110 件
既存貸付	130 件	120 件	134 件
新規貸付	14 件	24 件	30 件
フードレスキュー提供	22 件	30 件	35 件

5 日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない方や日常生活における管理に不安を持つ高齢者の意向や意志決定過程を支援し、利用者自身の決定を出来る限り尊重しながら、福祉サービスの利用に係る情報提供、助言、手続援助等を行い、自立した生活のための支援を行います。

年度	29年度	30年度（見込）	31年度
認知症高齢者	19人	21人	23人
精神障害者	0人	3人	3人
知的障害者	7人	7人	7人

- (1) 福祉サービスの利用援助
福祉サービスの利用に関する相談を行います。
- (2) 日常的な金銭管理サービス
年金や福祉手当の受領に必要な手続きの支援、預金の出し入れの同行又は代行をします。
- (3) 大切な書類の預かりサービス
通帳、印鑑、証書類及び権利証などの保管をします。
- (4) 日常生活に必要な事務手続きの支援
日常的な郵便物や通知物の確認や、行政や事業所での必要な手続きの支援をします。
- (5) 定期的な訪問による生活変化の察知(見守り)
職員の見守りはもとより、可能な限り地域福祉活動者との地域での支援体制をすすめ、利用者が災害時でも安心できる生活の確保をすすめます。

6 福祉団体活動支援事業

地域福祉を推進する社会資源としての関係団体を支援します。

- (1) 福祉団体事務局
各団体福祉活動と双方向の情報交流と福祉団体の健全な育成を図り、社会福祉協議会が進める地域福祉活動と一体的な体制を進めます。
 - イ 香芝市老人クラブ連合会事業支援
 - ・ 定例会長会及び役員会並びに定例女性部会開催
 - ・ 健康づくり・介護予防事業（水浴歩行事業、いきいき健康麻雀教室及び大会、安全吹き矢講習会及び大会、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、高齢者料理講習会、ウォークラリー大会等）
 - ・ 友愛訪問事業（金婚式、ひとり暮らし高齢者等訪問）
 - ・ 親睦交流事業（ゴルフ大会、定例交流会、シニア祭、敬老旅行等）
 - ・ 社会奉仕事業（各地域に対し、清掃奉仕等の呼びかけ）
 - ・ 香芝市老人クラブ連合会広報誌「きずな」の発刊

- ロ 香芝市身体障害者福祉協会事業支援
 - ・ 役員会、総会の開催
 - ・ 社会参加・交流事業（親睦旅行、各種研修、歩こう会、スポーツ交流、もちつき大会等）
 - ハ 香芝市母子寡婦福祉会事業支援
 - ・ 役員会、総会の開催
 - ・ 社会参加事業（交流会等）
 - ニ 香芝市ボランティア連絡協議会事業支援
 - ・ 役員会、総会の開催
 - ・ 研修会
 - ホ 香芝市遺族会事業支援
 - ・ 役員会、総会の開催、護国神社参拝、平和学習等
- (2) 福祉学習校指定事業
地域の機関、団体との連携協力をもとに、学校を中心に地域全体で福祉教育及びボランティア学習を推進する福祉的学習校を指定します。
- (3) ボランティア育成研修事業
ボランティアグループがボランティア活動に必要な知識や技術を習得するための支援を行います。

7 共同募金事業

共同募金会の実施する赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動推進に協力し、集められた募金（配分金）より次の事業を実施します。

(1) 寝たきり老人慰問事業

9月の老人福祉月間に民生児童委員の協力を得て、寝たきりの高齢者に対し、慰問を実施します。

年度	29年度	30年度	31年度
慰問者	2人	2人	3人

(2) 重度障がい児者慰問事業

12月に身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、肢体不自由児者父母の会の協力を得て、それぞれの会員で重度障害者の方々に対し、慰問を実施します。

年度	29年度	30年度	31年度
慰問者	76人	75人	75人

(3) 歳末地域福祉強化事業

地域福祉推進委員会、母子寡婦福祉会が支援を必要とするひとり暮らし高齢者やひとり親世帯などの人たちが、地域で安心して暮らすことができるよう、住民

の参加や理解を得て、年末年始の時期に行われる事業に対し、助成を行います。

年度	29年度	30年度	31年度
実施団体	13団体	13団体	15団体
対象者	335人	312人	350人
地域住民等	2,285人	1,820人	2,500人

(4) 配分事業

法人運営事業（広報啓発）、地域福祉推進事業（ふれあい食事サービス他）及び福祉団体活動支援事業（ボランティア団体・福祉学習校）に配分します。

8 善意銀行事業

善意銀行を開設し、広く市民からの金銭、物品をお受けし地域社会へ還元します。

(1) 車いす貸出事業

預託された車いすを一時的に必要とする方に対して貸出を行います。

年度	29年度	30年度(見込)	31年度
貸出	116件	139件	140件

(2) 配分事業

法人運営事業及び地域福祉推進事業に配分します。

9 市受託諸事業

香芝市からの委託事業である次の各事業について、適正な事業運営に努めます。

(1) ボランティアセンター事業

現在市内に点在しているボランティアの拠点として、ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動等（NPOやその他の市民活動を含む）を活性化することにより、人と人の繋がりのある地域社会の創造を目指します。また、多様化する社会問題にも対応できる活動者の増加を目指し、より一層の運営体制の強化をはかるべく市当局に協議を求めています。

イ 香芝市ボランティアセンターの設置

- ・ ボランティアセンターの運営（月～土(木曜を除く)）：午前9時～
- ・ ボランティア及びボランティアグループ等の登録
- ・ ボランティア等相談の受付
- ・ ボランティアセンター情報紙の発行（年6回）
- ・ ボランティア活動機材の整備と貸出
- ・ ボランティア保険加入促進

年度	29年度	30年度(見込)	31年度
来所者	3,405人	3,076人	3,150人
相談	377件	324件	350件

登録団体	106 団体	111 団体	120 団体
登録者	1,635 人	1,845 人	1,950 人
保険加入	1,390 人	1,304 人	1,350 人

ロ ボランティア講座の開催

香芝市を市民参加やボランティア活動の活発なまちにしていくために、ボランティアや市民活動の講座を開催します。

年度	29 年度	30 年度	31 年度
養成講座・体験参加者	42 人	31 人	50 人

ハ ボランティアフェスティバルの開催

ボランティア活動に対する理解と協力、またボランティア活動者の交流を深めるためにボランティアフェスティバルを開催します。なお、本年度は以和貴会主催の「夏フェス」と同日開催し、多様な参加を目指します。

年度	29 年度	30 年度	31 年度
参加団体	69 団体	76 団体	80 団体
参加者数	約 1,200 人	約 1,100 人	約 1,300 人
実行委員会・担当会議等	29 回	23 回	25 回

(2) 生きがいゾーン管理運営事業

香芝市総合福祉センター生きがいゾーンの利用促進を図り、高齢者の福祉を増進する事業を積極的に展開するとともに、適切な管理運営につとめます。

年度	29 年度	30 年度(見込)	31 年度
老人クラブ	約 7,140 人	約 7,000 人	約 7,200 人
福祉団体等	約 1,700 人	約 1,500 人	約 1,600 人

(3) 日本赤十字社事業

日本赤十字社奈良県支部への協力をします。

イ 日赤社費募集の協力

ロ 災害見舞品等交付事業(布団・毛布など全半焼家庭に支給)

ハ 香芝市赤十字奉仕団活動支援(自主防災活動協力・3.11 他防災啓発等)

(4) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人との意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う者を養成します。

イ 手話奉仕員養成講座(今年度は入門、基礎の連続受講形式)の開催

ロ 聞こえのサポーター養成講座の開催

ハ 専任手話通訳者の設置

年度	29年度	30年度 (見込)	31年度
手話奉仕員養成講座参加者	40人	35人	35人
聞こえのサポーター養成講座参加者	11人	8人	10人
意思疎通支援業務	延2,125件	延3,950件	延4,000件
うち意思疎通支援者派遣	266件	392件	400件

(5) 高齢者支援事業

香芝市総合福祉センターにおいて、高齢者の社会参加を高め、健康保持、交流を図ることを目的に老人クラブと協働してシニア祭、高齢者作品展を実施します。

イ シニア祭の開催

ロ 高齢者作品展の実施

年度	29年度	30年度	31年度
シニア祭参加者	1,323人	1,139人	1,200人
高齢者作品展出展者	115点	106点	140点

(6) 追悼事業

香芝市戦没者追悼式開催等

年度	29年度	30年度	31年度
参加者	201人	169人	180人

(7) 敬老会事業

高齢者の方々に対して、御長寿を祝福し、永年の御苦勞に感謝するため敬老会を開催します。なお、本年度は総合福祉センター全館を活用したイベントとし、高齢者の健康増進などを盛り込んだものとします。

年度	29年度	30年度	31年度
参加者	530人	560人	800人

(8) 障がい児(者)ふれあいの集い事業

障がい児(者)とその家族にレクリエーションを通じ、ふれあい交流の場を提供し社会参加と自立への意欲を高めるために開催します。

年度	29年度	30年度	31年度
障がい児者	224人	139人	180人
家族	91人	74人	90人
ボランティア・民生児童委員	122人	111人	120人

(9) 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域において生活支援活動（サービス）の提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす生活支援コーディネーターを配置します。

イ 専門職と地域（住民）の協働を進めるための支援

専門職団体等と協働し、専門職と地域（住民）をつなぐ仕組みづくりをすすめるために啓発や研修を行います。

年度	29年度	30年度	31年度
研修会	訪問看護ステーション連絡会 1回	介護支援専門員連絡会 1回	未定 1回
参加者	12人	45人	20人

年度	30年度（見込）	31年度
会議	自立支援型地域ケア会議への参加	自立支援型地域ケア会議への参加 地域ケア会議（個別）
ケース	60ケース	70ケース

ロ 見守り・ニーズ発見機能の強化

介護福祉課と連携し、課題を抱える高齢者の早期発見、早期対応のネットワークづくりを進めます。

年度	29年度	30年度	31年度
内容	見守り協力事業者ネットワークの開発 見守り協定実務研修への協力	見守り協力事業者ネットワークの拡充	見守り協力事業者ネットワークの更新、拡充 見守り協定実務研修の実施

ハ 生活支援活動者の養成

介護福祉課と連携し、生活支援活動をおこなうボランティアを養成します。

年度	29年度	30年度	31年度
内容	生活支援ボランティア養成講座への協力 生活支援活動の組織化支援	生活支援ボランティア養成講座への協力 生活支援活動の組織化支援	生活支援ボランティア養成講座への協力 生活支援活動の組織化支援

ニ 協議体の開催

介護福祉課との連携により香芝市協議体を開催します。

年度	29年度	30年度	31年度
内容	3回	3回	3回

ホ 住民主体の通いの場・助け合い活動等の見える化と開発

高齢者の生活支援・介護予防に資する住民主体の通いの場・助け合い活動等の地域資源の見える化と新たな資源開発を行います。

年度	30年度	31年度
内容	「通いの場・助け合い活動」調査の実施 地域支え合い推進セミナーの開催支援 「通いの場・助け合い活動」調査の実施	地域支え合い推進セミナーの開催 地域資源の整理及び分析 地域課題の抽出 通いの場、助け合い活動の組織化

(10) 生活困窮者自立相談支援事業、被保護者就労支援事業及び子ども・若者支援相談事業

イ 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個人の状態にあった支援計画を策定し、必要なサービス供給につなげます。

年度	29年度	30年度(見込)	31年度
新規相談	64件	64件	70件
プラン作成	27件	33件	38件
就労支援対象	18人	19人	20人

ロ 被保護者就労支援事業

生活困窮者及び生活保護受給者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や協力企業を始め、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就労支援等を行います。

年度	29年度	30年度(見込)	31年度
正社員就労	3件	0件	2件
契約社員就労	1件	0件	1件
パートアルバイト	5件	2件	3件

ハ 子ども・若者支援相談事業

ニートやひきこもりなど社会生活を円滑に営む上でのさまざまな悩みや困難を有する子ども・若者(概ね40歳未満)やそのご家族からの相談を行います。

年度	31年度
新規相談	15件

10 障害児通所支援事業（ひまわり園）障害児相談支援事業（ひまわり）

障がい児の自立支援を目的とし、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を実施します。

(1) 障害児通所支援事業

イ 児童発達支援（1日定員：15人）

障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

- ・ ひまわり教室（幼稚園等に並行通所児童も含む）

対象：0～小学校就学前

療育内容：感覚統合、個人指導、集団指導（保護者分離・親子通園）、食事指導など

- ・ つくし教室（幼稚園等に並行通所児童）

対象：4歳～就学前

療育内容：感覚統合、個人指導、生活訓練など

ロ 放課後等デイサービス（1日定員：15人）

障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い社会との交流を図ることができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

- ・ あさがお教室

対象：小学生1～3年生、ひまわり園の指導後児童

療育内容：社会に向けての自立支援（調理実習、スポーツなど）

ハ その他機能強化

医療機関の協力による作業療法士の派遣や、認定心理士などの専門知識の習得を通じ、提供内容の充実を図ります。

年度	29年度	30年度(見込)	31年度
開所日	282日	283日	248日
延利用児	2,470人	2,154人	4,011人

(2) 障害児相談支援事業

障がい児及びその保護者や介護者に対して情報の提供、相談、指導をはじめ、サービス利用に際しての各関連機関との連絡・調整などの支援を総合的に行い、また、サービスの支給決定のプロセスにおいて、計画案の策定とモニタリングを行います。当該事業実施に際しては、これまで以上に各関係機関等との連携を強めると共に、ひまわり園において長年に亘り早期療育を担ってきた立場を活かしながら、事業の実施により今後の療育の推進をより一層図ります。

年度	29 年度	30 年度(見込)	31 年度
開所日	278 日	288 日	291 日
計画作成	76 件	191 件	180 件
モニタリング	62 件	63 件	70 件

1 1 関屋こども園事業（定員：1号12人、2号3号90人）

認定こども園法及び子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の教育・保育事業を行い、教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供し、正しい愛情と知識と技術をもって、心身の健全な発達が助長されるよう務めます。

イ 教育・保育の目標

本園の教育・保育の目標は、次のとおりとします。

- ・心身共に健康で、幸福な生活のために必要な基本的な生活習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ります。
- ・身近な人々に興味や親しみを持って生活する中で、自立心を育み、人と関わる力を養います。
- ・日常の会話や絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導き、考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育成します。
- ・様々な自然や環境、地域や人々に好奇心や探究心を持って自らが関わりを持って生きていく力、最後までやり抜く力を育成します。
- ・音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにします。
- ・快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて心身の健康を育成します。

ロ 教育・保育の提供を行う時間の変更

保護者の多様な就業形態に対応するため土曜日の提供終了時刻を午後2時から延長し午後5時までとします。

ハ 地域の子育て支援

在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施します。

- ・育児相談
- ・子育て支援及び交流
- ・園庭開放

ニ 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行います。

- ・延長保育
- ・一般型一時預かり保育
- ・幼稚園型一時預かり保育
- ・障がい児保育
- ・その他教育保育に係る行事等

年度	29年度	30年度	31年度
園児	108人	96人	100人
一時預かり	延 194人	延 200人	延 220

1 2 志都美こども園事業（定員：1号15人、2号3号118人）

認定こども園法及び子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の教育・保育事業を行い、教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供し、正しい愛情と知識と技術をもって、心身の健全な発達が助長されるよう務めます。

イ 教育・保育の目標

本園の教育・保育の目標は、次のとおりとします。

- ・心身共に健康で、幸福な生活のために必要な基本的な生活習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ります。
- ・身近な人々に興味や親しみを持って生活する中で、自立心を育み、人と関わる力を養います。
- ・日常の会話や絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導き、考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育成します。
- ・様々な自然や環境、地域や人々に好奇心や探究心を持って自らが関わりを持って生きていく力、最後までやり抜く力を育成します。
- ・音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにします。
- ・快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて心身の健康を育成します。

ロ 教育・保育の提供を行う時間の変更

保護者の多様な就業形態に対応するため土曜日の提供終了時刻を午後2時から延長し午後5時までとします。

ハ 地域の子育て支援

在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子

育て支援に関する事業を実施します。

- ・育児相談
- ・子育て支援及び交流
- ・園庭開放

ニ 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行います。

- ・延長保育
- ・幼稚園型一時預かり保育
- ・障がい児保育
- ・その他教育保育に係る行事等

年度	29年度	30年度	31年度
園児	95人	98人	120人

1.3 その他の事業

(1) 福祉自動車貸出事業

車いす等を使用しなければ外出困難な方に対して福祉自動車の貸出を行います。(サイドリフトアップ車1台・スロープタイプ車2台他)

年度	29年度	30年度(見込)	31年度
貸出	138件	137件	140件

(2) イベント用備品貸出事業

地域等において世代間交流事業等を実施するためのイベント用備品の貸出を行います。(ガスコンロ、鉄板、たこ焼き器、鍋、餅つき器、レジャーテーブル、テント等)

年度	29年度	30年度(見込)	31年度
貸出	58件	57件	60件